

入札の公告

(業務用車両賃貸借契約 (その2))

次のとおり一般競争に付します。

平成23年10月21日

財団法人海洋博覧会記念公園管理財団
契約職

本部長 井口 義也

記

1. 調達内容

- (1) 件 名： 業務用車両賃貸借契約 (その2)
- (2) 業 務 内 容： ミニバンタイプの業務用車両1台のリースを行う。その他詳細については、交付資料「入札説明書」及び「特記仕様書」による。
- (3) 業 務 期 間： 平成24年2月1日～平成29年1月31日
- (4) 納 入 場 所： 沖縄県国頭郡本部町字石川888番地
財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 本部事務所

2. 競争参加資格

- (1) 平成22・23・24年度国機関競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のうち、入札時までに「賃貸借」で「ランクD」以上の等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有し、沖縄県内に本社または営業所、支社を有するもの。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、国機関が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 受領期限までに第3項、(1)の場所に設置している交付資料「入札説明書及び仕様書」の受領を済ませていること。
* 交付資料の郵送は行っておりません。
- (4) 当該契約を締結する能力を有しない者及び復権を得ない破産者でない者。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (5) 次の各号に該当しない者または該当はするがその事実があつて2年以上経過し

ている者。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、または不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 前各号のひとつに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり主任技術者、現場代理人その他の使用人として使用した者。
- (6) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 申請書及び資料の提出期限から入札の時までの期間に、国・機関及び沖縄県知事より指名停止を受けていないこと。

3. 入札説明書及び仕様書、入札書の提出場所等について

- (1) 仕様書及び入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒905-0206

沖縄県国頭郡本部町字石川888番地

財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 経営管理課 契約係

TEL (0980) 48-3645

FAX (0980) 48-3900

※土・日曜日、祝日を除く毎日9時から17時まで。

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法等について

本公告の日から第3項の(1)の場所にて交付する。

*交付資料の郵送は行っておりません。

- (3) 入札説明書及び仕様書の受領期限

平成23年11月7日(月) 17時00分

- (4) 現場説明会の日時及び場所

現場説明は実施しない。

- (5) 入札の日時及び場所

日時：平成23年11月8日(火) 14時00分

場所：沖縄県国頭郡本部町字石川888番地

財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 本部事務所1F

TEL (0980) 48-3645

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 契約保証金

免除

- (4) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

5. 環境マネジメントシステムに対する協力依頼

当財団は、環境マネジメントシステムの国際標準規格 ISO14001 に基づき環境経営に取り組んでいます。業務実施にあたり環境配慮活動への協力をお願いします。